船主企第 114 号
2026 年 9 月 18 日

国土交通省
　海事局長　足立 基成 殿

エネルギー及び重要物資の海上輸送に係る船主責任保険の
保険キャパシティの確保について

一般社団法人　日本船主協会
会長　長澤　仁志

平素より、我が国海運事業者の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2026 年 2 月 28 日の米国・イスラエルとイランの軍事衝突開始以降、ホルムズ海峡が実質的に閉鎖状態となり、不安定な国際情勢が続いております。このような状況下において、諸外国の制裁によって海上保険の再保険が付保されなくなるような事態が生じた場合には、エネルギー及び重要物資のほぼ全てを海上輸送に依存する我が国は多大な影響を受けることとなります。

船舶の運航においては、予期せぬ事故が発生した場合に巨額の賠償責任が生じ得る可能性があるため、船主責任保険への加入が義務づけられ、万一の海難事故に備えているところですが、再保険が付与されなければ船舶の運航は困難な状況に直面することになります。そのため、平成 24 年（2012 年）には、イラン産の原油を輸送するタンカーに対して、船主責任保険の再保険の付保に代わる措置を導入するための「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（特定タンカー法）」を制定いただいております。

今般、政府において、原油等の安定供給に必要な保険キャパシティを含む安定的な海上輸送の確保についての検討がなされていると承知しておりますが、中東情勢を含む国際情勢を予見することは不可能であること、船主責任保険が巨額の賠償額に対応出来るよう措置されていることが安定的なエネルギー及び重要物資の海上輸送の継続には必須であることから、特定タンカー法の対象物資等について、その拡大及び必要な時に機動的に対応することが可能となる措置を年内の構築を目指してご検討をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上